

## 栗東市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年9月27日

栗東市監査委員 井之口 秀行  
栗東市監査委員 田中 英樹

### 財政援助団体等監査結果

1. 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。

3. 監査の対象及び監査期日

令和3年5月28日（金）

コミュニティセンター葉山管理運営委員会

コミュニティセンター葉山東管理運営委員会

（以下書類審査）

コミュニティセンター金勝管理運営委員会

コミュニティセンター治田管理運営委員会

コミュニティセンター治田東管理運営委員会

コミュニティセンター治田西運営委員会

コミュニティセンター大宝管理運営委員会

コミュニティセンター大宝東管理運営委員会

コミュニティセンター大宝西運営委員会

4. 監査にあたった監査委員

井之口 秀行

藤田 啓仁（令和3年6月9日退任）

5. 監査の着眼点と実施内容

令和2年度補助金にかかる出納その他事務の執行が交付目的に沿って適正に行われているかどうかについて、提出された監査資料と通帳や補助金等関係書類との照合を行うとともに、センター職員より説明を聴取し監査を実施した。

## 6. 監査の結果

監査の範囲内において、栗東市補助金等交付規則に基づき補助金交付申請並びに実績報告、その他の事務は概ね適正に執行されていると認められた。特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、概算払いで交付された補助金の返還が行われたセンターも一部あったが、自治振興課の指導の下、適正に精算手続きが行われていることを確認した。その他、事務処理上留意すべき簡易な事項については先に関係者に通知したため記載を省略している。

各センターにおいては、補助金が交付目的に沿って有効に活用されるよう引き続き取り組みたい。主管課である自治振興課も一層の支援に努められたい。

以 上